

○厚生労働省告示第 号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第八条第一項の規定に基づき、事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針（平成五年労働省告示第百十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用することとしたので、同条第二項において準用する同法第五条第五項の規定に基づき告示する。

平成十六年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第三の二の(三)中「なお、イの(ロ)に掲げる者に該当するかどうかに関し、期間を定めないうで雇用される者と実質的に異なる状態となっているかどうかを判断するに当たっては、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十四年厚生労働省告示第十三号）に定める事項に留意するものとする。」を削り、同(三)のイを次のように改める。

イ 育児休業又は介護休業に関する制度

第三の二の(三)のハ中「一歳に満たない」を「一歳（一定の場合にあつては、一歳六か月。以下二において同じ。）に満たない」に改め、「イの(イ)に掲げる者に対するものを除く。」を削り、同ハを同ニとし、同ロ中「(イのイ)に掲げる者に対するものを除く。」を削り、同ロを同ハとし、同イ

の次に次のように加える。

ロ 子の看護休暇に関する制度